



受託機関の 責任投資報告

2023年12月

鹿児島県病院企業年金基金

I . 三菱UFJ信託銀行

三菱UFJ信託銀行の特色と強み

日本におけるサステナブル投資の
パイオニアとして

市場を牽引

- ・サステナブル投資を実行するための体制整備やイニシアティブへの参画など、業界に先駆けて行動
- ・1999年に業界に先駆けて議決権行使を開始し、2006年には発足と同時にPRIに署名



スチュワードシップ活動の
高度化に向けた

調査・分析

- ・スチュワードシップ活動の高度化を目的に、三菱UFJトラスト投資工学研究所と協働で、スチュワードシップ活動を含む様々な活動について、定量的な観点から調査・分析を実施
- ・その結果を踏まえ、スチュワードシップ活動やサステナブル投資の取組みを高度化



対話・投資・議決権行使の 一体運用

- ・対話を担うアナリスト・ファンドマネージャー、ESG課（議決権担当）はいずれも同一の部署（資産運用部）に所属し、相互に連携しながら企業と対話
- ・その内容なども活用して、議決権行使・投資判断を実施



1社1社と向き合う 丁寧な対話

- ・継続的に対話を実施するエンゲージメント対象企業については、対話のゴール（目標）を設定した上で、対話後の企業の変化の状況を段階的に把握するステージ管理を実施
- ・ステージ変化がみられない場合には原因を分析の上、改善策を検討することにより、対話の実効性向上に取り組む



スチュワードシップ活動の変更点・成果ダイジェスト

①サステナブルインベストメント部の新設 (2023年4月1日付)

- ・2023年4月1日付で、サステナブル投資に関する企画・推進を主導する、サステナブルインベストメント部を設置
- ・当部は拡大が期待されるサステナブル投資市場において、グローバル水準の専門知見を蓄積・活用しながら、商品・サービスのさらなる拡充を企画・推進

→ 詳細はP.8

②国内株式議決権行使基準の改定 (2023年4月1日付)

- ・受託財産運用における株式議決権行使の基準について、足許のコーポレートガバナンスに関する議論などを踏まえ、以下の通り改定
- (1) 社外取締役の選任状況
- (2) 社外役員の独立性（在任期間基準）
- (3) 退職慰労金の贈呈

→ 詳細はP.30

③MTEC との協働による調査・分析

- ・三菱UFJトラスト投資工学研究所（以下、MTEC）と協働し、データ分析の上、数値などに基づく状況把握を踏まえて、サステナブル投資やスチュワードシップ活動への取組みの向上を図る。本年は「資本コストGAPモデルの開発」及び「議決権行使及び基準公表の効果」について、協働で調査・開発を実施

→ 詳細はP.42-50



アナリスト・ファンドマネージャー
によるエンゲージメント件数
(2022年7月～2023年6月)

945件



議決権行使議案行使件数（国内株式）
(2022年7月～2023年6月)

22,826件



エンゲージメント活動を行う人員数
(2023年6月末)
※国内株式の担当者が対象

31名



議決権行使専門部署による
エンゲージメント件数
(2022年7月～2023年6月)

408件



議決権行使議案行使件数（外国株式）
(2022年7月～2023年6月)

32,675件



平均経年数
(2023年6月末)
※国内株式のエンゲージメント活動を行う人員が対象

16年

日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ

原則
1

責任ある機関投資家として賛同

- 三菱UFJ信託銀行受託財産部門は、責任ある機関投資家として日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に賛同し、各原則への対応方針を定めている
- 本コードの趣旨に沿ったスチュワードシップ責任を果たすためには、フィデューシャリー・デューティへの取組みが不可欠と考え、あらゆる業務においてフィデューシャリー・デューティを果たす取組みを全役職員あげて実施
- 2023年にMUFG AMのサステナブル投資を推進する部署としてサステナブルインベストメント部を設置し、「MUFG AM サステナブルインベストメント」の組織名称のもと、取組みを開始したことを受け、スチュワードシップ・コードの受け入れ方針の改定を実施

日本版スチュワードシップ・コードの概要

原則 1 スチュワードシップ責任を果たすための方針策定と公表

スチュワードシップ責任を果たすための「基本方針」に基づいて独自の「体制」を構築し、スチュワードシップ活動を実施

原則 2 利益相反についての明確な方針策定と公表

受託者責任の観点から、専ら顧客・受益者の利益のために忠実に職務を遂行し、生じる利益相反を特定した上で、それらを回避するための各種施策を導入

原則 3 投資先企業の状況の的確な把握

スチュワードシップ責任を果たすために、財務情報のみならず非財務情報を含めて、継続的に個々の企業の状況を把握

原則 4 投資先企業との対話を通じた認識の共有と問題の改善

企業価値及び資本効率を高めることを目的に、「アナリスト・ファンドマネージャー」及び「ESG課」が各々の専門性を発揮しながら相互に連携し、投資先との対話を推進

原則 5 議決権行使・結果の公表についての方針策定と工夫

独自に定めた議決権行使基準に則り、企業との対話の結果なども活用して、自らの責任と判断のもとに議決権を行使。行使結果については、集計結果に加え、個別企業及び議案ごとに行使結果及び賛否の理由を開示

原則 6 顧客・受益者に対する定期的な報告

議決権行使を含むスチュワードシップ責任について、ウェブサイトでの開示などを通じて、定期的に報告を実施

原則 7 判断を適切に行うための実力を備える

スチュワードシップ活動を適切に行うために、様々な取組みを実施するとともに、各々担当者においても日々研鑽を積み、能力向上に励むことで実力を高めることに努める

議決権行使

原則
5

国内株式の議決権行使結果 (2022年7月～2023年6月)

議決権行使の概況

- 個別議案の行使判断は、原則議決権行使を行うための判断基準として独自に定めたガイドラインに則り、企業との対話の結果なども活用の上、自らの責任と判断のもと行使
- 2022年7月から2023年6月に当社受託財産運用において行使を行った株主総会の数は2,248総会、議案数は合計22,826件。会社提出議案22,421件に対して賛成18,080件、反対4,341件、株主提出議案405件に対して賛成54件、反対351件の議決権行使を行った

主な議案の行使状況

- 「取締役の選解任」議案では、独立社外取締役が1/3以上に満たない場合及び親会社を有する会社で独立社外取締役が取締役総数の過半数を満たさない場合などに反対

会社提案		2022年7月-2023年6月						反対比率 前年同期比
		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	13,534	3,790	0	0	17,324	21.9%	6.0%
	監査役の選解任	1,688	318	0	0	2,006	15.9%	1.8%
	会計監査人の選解任	82	0	0	0	82	0.0%	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬 ^{※1}	623	42	0	0	665	6.3%	0.1%
	退任役員の退職慰労金の支給	1	75	0	0	76	98.7%	9.2%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,380	43	0	0	1,423	3.0%	-0.8%
	組織再編関連 ^{※2}	30	0	0	0	30	0.0%	-6.4%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	9	71	0	0	80	88.8%	-3.1%
	その他 資本政策に関する議案 ^{※3}	60	0	0	0	60	0.0%	0.0%
定款に関する議案		670	1	0	0	671	0.1%	-0.1%
その他の議案		3	1	0	0	4	25.0%	-20.5%
合計		18,080	4,341	0	0	22,421	19.4%	5.7%

※1 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改定、役員賞与など

※2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割など

※3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合など

株主提案		2022年7月-2023年6月						反対比率 前年同期比
		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	
合計		54	351	0	0	405	86.7%	-4.9%

※ 議案数については、取締役の選解任議案、監査役の選解任議案及び会計監査人の選解任議案を候補者単位でカウント

外国株式の議決権行使結果 (2022年7月～2023年6月)

議決権行使の概況

- 外国株式における個別議案の判断では、国ごとのガバナンス慣行を踏まえたうえで、企業価値の長期的拡大の観点から行使
- 2022年7月から2023年6月に開催された株主総会数は2,937総会、議案数は合計32,675件。会社提出議案31,269件に対して賛成28,353件、反対2,914件、棄権2件、株主提出議案1,406件に対して賛成949件、反対457件の議決権行使を行った

主な議案の行使状況

- 会社提案議案合計の反対比率は9.3%（前年比-1.1%）と前年実績と比べて下落。欧米各国にて、コーポレートガバナンスの取組み進展による「取締役の選解任」議案の反対比率の減少や、中国での情報開示の進展による組織再編といった「定款に関する議案」の反対比率の減少による
- 株主提案議案合計の反対比率は32.5%（前年比+3.1%）と前年実績と比べて上昇。ダイバーシティや気候変動に関し、企業の開示・取組みが着実に進展した一方、気候変動対策へのコミットメントを強く求める議案など、本来経営の裁量に委ねるべき事項まで株主提案として上程されることが増えたため、反対する議案が増加。また、いわゆる「反ESG」議案が増加したことも反対比率を高めた

会社提案		2022年7月-2023年6月						反対比率 前年同期比
		賛成	反対	棄権 ^{※4}	白紙委任	合計	反対比率	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	11,831	790	0	0	12,621	6.3%	-1.4%
	監査役の選解任	392	54	0	0	446	12.1%	4.1%
	会計監査人の選解任	1,813	6	0	0	1,819	0.3%	-0.3%
役員報酬に関する議案	役員報酬 ^{※1}	3,218	696	0	0	3,914	17.8%	0.4%
	退任役員の退職慰労金の支給	14	6	0	0	20	30.0%	-12.1%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,107	4	0	0	1,111	0.4%	-0.1%
	組織再編関連 ^{※2}	173	6	0	0	179	3.4%	-10.4%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	11	3	0	0	14	21.4%	8.1%
	その他 資本政策に関する議案 ^{※3}	3,263	503	0	0	3,766	13.4%	-1.4%
定款に関する議案		705	241	0	0	946	25.5%	-4.2%
その他の議案		5,826	605	2	0	6,433	9.4%	-1.0%
合計		28,353	2,914	2	0	31,269	9.3%	-1.1%

※1 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改定、役員賞与など

※2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割など

※3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合など

※4 棄権は、株主の属性を問う議案などで、棄権の入力を求められたもの

株主提案		2022年7月-2023年6月						反対比率 前年同期比
		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	
合計		949	457	0	0	1,406	32.5%	3.1%

※ 集計対象議案……信託勘定で保有する外国株式において、2022年7月から2023年6月に開催された株主総会の議案で、かつ、当社議決権行使ガイドラインに基づき指図を行なったものが対象

自己評価

原則
7

日本版スチュワードシップ・コードへの対応と自己評価

(2022年7月～2023年6月)

※ 資産を特定した記載事項以外は日本の上場株式を対象とした内容

※ 下線部は新たな取り組みや変更点

原則1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための
明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

対応方針

私たちは、スチュワードシップ責任を果たすための「基本方針」に基づいて独自の「体制」を構築し、スチュワードシップ活動を実施。

取組み

・「MUFG AM サステナブル投資ポリシー」の制定・採択
・「サステナブルインベストメント部」の設置

自己評価

本年度もスチュワードシップ・コードの受け入れ方針に基づき活動。サステナビリティの観点では、「MUFG AM 責任投資ポリシー」に代わるものとして「MUFG AM サステナブル投資ポリシー」を採択し、取組みの強化とサステナビリティの実現に向けた体系の高度化を図っている。2023年4月にはサステナブル投資の企画・推進を主導する部署としてサステナブルインベストメント部を設置。
2023年7月からは「MUFG AM サステナブルインベストメント（以下MUFG AM Su）」として、MUFG AMグループ協働でサステナブルエンゲージメントを開始。「サステナビリティに関するエンゲージメント」については、今後MUFG AM Suも行うことで、スチュワードシップ活動を強化していく（詳細はP.8を参照）。

原則2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき
利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

対応方針

私たちは、受託者責任の観点から、専ら顧客・受益者の利益のために忠実に職務を遂行し、生じうる利益相反を特定した上で、それらを回避するための各種施策を導入。

取組み

・社内運用監理部署によるモニタリングと、「スチュワードシップ委員会」による検証（年4回）を実施
・利益相反管理施策の適切な運営を継続
①人事異動制限 ②影響力・情報遮断の実施

自己評価

接触制限部署（MUFGグループ内の法人向け営業部署など）と資産運用部門において、利益相反の観点から疑わしい情報共有は検出されなかった。
第三者委員会であるスチュワードシップ委員会からは、当該期間中のスチュワードシップ活動について利益相反の観点から問題ない旨の評価を得ており、ガバナンス・利益相反管理の強化策は、適切に行われていると評価している。

日本版スチュワードシップ・コードへの対応と自己評価

原則3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

対応方針

私たちは、スチュワードシップ責任を果たすために、財務情報のみならず、非財務情報を含めて、継続的に個々の企業の状況把握に取り組む。

原則4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

取組み

- ・ 投資先企業を熟知しているアナリスト・ファンドマネージャーと、全投資先企業を網羅的に把握しているESG課が各々の専門性を発揮しながら、相互に連携して、課題解決に向けた対話を実施
- ・ 対話の実効性向上に向けた取組み～MTECとの協働による資本コストGAPモデル構築
- ・ 「重大なESG課題」に沿った対話の実施
- ・ ESGデータベースの改善

自己評価

目的に沿った対話が行われており、投資先企業が課題解決に向けて行動していることを確認。特に資本コストに関する対話については、MTECと協働で資本コストGAPモデルを開発し、資本コストに影響を与える要素について要因分解の上、企業が優先的に取り組むべき課題を特定・可視化することで、実効性向上を図っている。また、昨今の人的資本の議論などを踏まえ、より実態面を表していると考えられるデータの採用など、当社ESGデータベースにおける改善を行っている。

日本版スチュワードシップ・コードへの対応と自己評価

原則5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

対応方針

私たちは、独自に定めた議決権行使基準に則り、企業との対話の結果なども活用して、自らの責任と判断のもとに、議決権を行使。行使結果については、集計結果に加え、個別企業及び議案ごとに行使結果及び賛否の理由を開示。

取組み

- ・ 議決権行使基準の改定
- ・ エスカレーションの実施
- ・ 賛否理由についてすべて開示
- ・ 外国株式について、議決権行使の概況及び代表事例について開示
- ・ 議決権の効果～MTECとの協働による議決権や議決権行使基準公表の効果検証の実施

自己評価

当社は個別議案の判断にあたり、自らの責任と判断のもと、行使している。(ただし、当社の親会社等株式については外部の第三者 (Institutional Shareholder Services 社) のガイドラインに基づく行使判断の助言に従い議決権行使を行う。)

議決権行使基準は、企業価値向上に資するものとなるよう、定期的に、少なくとも年1回は見直しを実施することとしており、本年度も改定を実施。

議決権行使においては、議決権行使基準をもって形式的に判断するのではなく、対話の内容や投資先企業の個別事情を踏まえて、適切に判断するという方針のもと、議決権行使を行った。また、対話の実効性を高めるため、企業の課題と考えられるテーマについて継続して対話で改善を促したにも関わらず、改善が見られない場合、議決権で反対行使するというエスカレーションを実施した。

なお、議決権行使に関して、その賛否理由については、すべて開示している。

外国株式については、外国株式議決権行使の集計結果を開示しており、昨年度より、議決権行使の概況及び代表事例についても開示を行っている。

本年度は、議決権行使や議決権行使基準公表が企業のガバナンスなどに与える効果を検証し、エンゲージメントを通じた当社の関与が大きい企業の方が、議決権行使基準公表前後でガバナンスの改善幅が大きいことなどを確認。以上より、議決権行使と結果の開示は適切に行われていると評価している。

日本版スチュワードシップ・コードへの対応と自己評価

原則6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

対応方針

私たちは、議決権行使を含むスチュワードシップ責任について、Web サイトでの開示などを通じて、定期的に報告を実施。

取組み

- ・賛否理由を記載した個別開示の継続
- ・スチュワードシップ活動報告書の作成
- ・議決権やESGに関するセミナーなどの開催

自己評価

顧客・受益者への報告は適時・適切に行われており、特段問題ないと評価している。広く当社の活動を理解していただくために、「スチュワードシップ活動報告書2023」を発行。今後も顧客・受益者の理解を深めていただくために、報告内容の改善を行う。

原則7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

対応方針

私たちは、スチュワードシップ活動を適切に行うために、様々な取組みを実施するとともに、各々担当者においても日々研鑽を積み、能力向上に励むことで、実力を高めることに努める。

取組み

- ・エンゲージメント会議における好事例の共有
- ・協働対話フォーラム・イニシアティブへの参加

自己評価

エンゲージメント会議を通じて対話の好事例の検証及び組織的共有の取組みを継続。当社では、株式だけでなく、クレジットの担当者も本エンゲージメント会議に参加しており、対話の高度化の取組みを進めている。また、協働エンゲージメントや各種イニシアティブにも積極的に参画。引き続き、企業価値向上と社会課題解決に向け、一層、実力を高めることに取り組む。

原則8

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家からスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

対応方針

機関投資家向けサービス提供者に関するものであるため、機関投資家である当社は対象外。

I. 三菱UFJ信託銀行

スチュワードシップ活動を通じた運用への取り組み

プロダクト

ファンド名：エンゲージメント・バリュー (企業価値変革推進型)

プロダクトの特色

- ・企業価値向上を図るバリュー銘柄を発掘。バリュエーションの拡大が期待できる銘柄に厳選投資し、中長期の絶対収益獲得を目指す

対話のポイント

- ・エンゲージメントにおいては、バランスシート最適化、事業ポートフォリオ最適化、コントロールプレミアムの発現の3つの観点から企業と議論を行い、企業価値の変革に向けて働き掛ける

運用プロセス



※ (1) Capital compounding、(2) Cash flow generation、(3) Crown asset、(4) Corporate actions、(5) Competent management、(6) CSV

対話事例

T&Dホールディングス（保険業）

資本政策の高度化による企業価値向上事例

🔍 着目点

同社の「取組み」に対する市場の評価が不十分に留まっていたことから、市場の期待の一步先を進む資本政策の必要性、事業子会社の社長による説明会開催を通じたグループ一体経営の強化などについて議論を実施。

✅ 企業の反応・変化

期間利益だけでなく株主資本も含めた資本配分見直しに踏み込むことで、ROEの向上・資本コストの低減が図られたほか、グループガバナンス体制の高度化を通じ、同社の企業価値変革の歩みを不可逆的に強化。

💬 企業からのコメント

IR面談では、当社の課題や改善点に関して、他社事例も交え、多くのことをご示唆いただいています。対話で得られた気づきを各種施策、説明強化に活かすことで、株式市場におけるプレゼンス向上に努めています。建設的な対話からの好循環が生まれていると強く感じています。
(T&Dホールディングス 経営企画部部長 (IR担当) 伊藤 智司様)

担当ファンドマネージャーの声

東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」でも指摘の通り、日本には素晴らしい技術や事業を持っているにもかかわらず、株式価値としては低い評価に留まり、非財務価値≠経営のディスカウントが発生している企業が多数存在します。しかし前職の投資銀行時代に企業の内側で意思決定に関与した経験から、経営者が行動原理を変え、従業員・株主と同じ方向を向いて取組みを進めれば、ディスカウントを解消できる企業は多いと確信しています。変革の意欲を持った経営者の方々と要因を議論し、「取組み」を促進することで、企業の株式価値向上に貢献し、アセットオーナーと企業の双方に喜んでいただけるファンドに成長させたいと考えています。



資産運用部
シニアアナリスト兼
シニアファンドマネージャー
橋本 慎一朗

II. 三井住友信託銀行

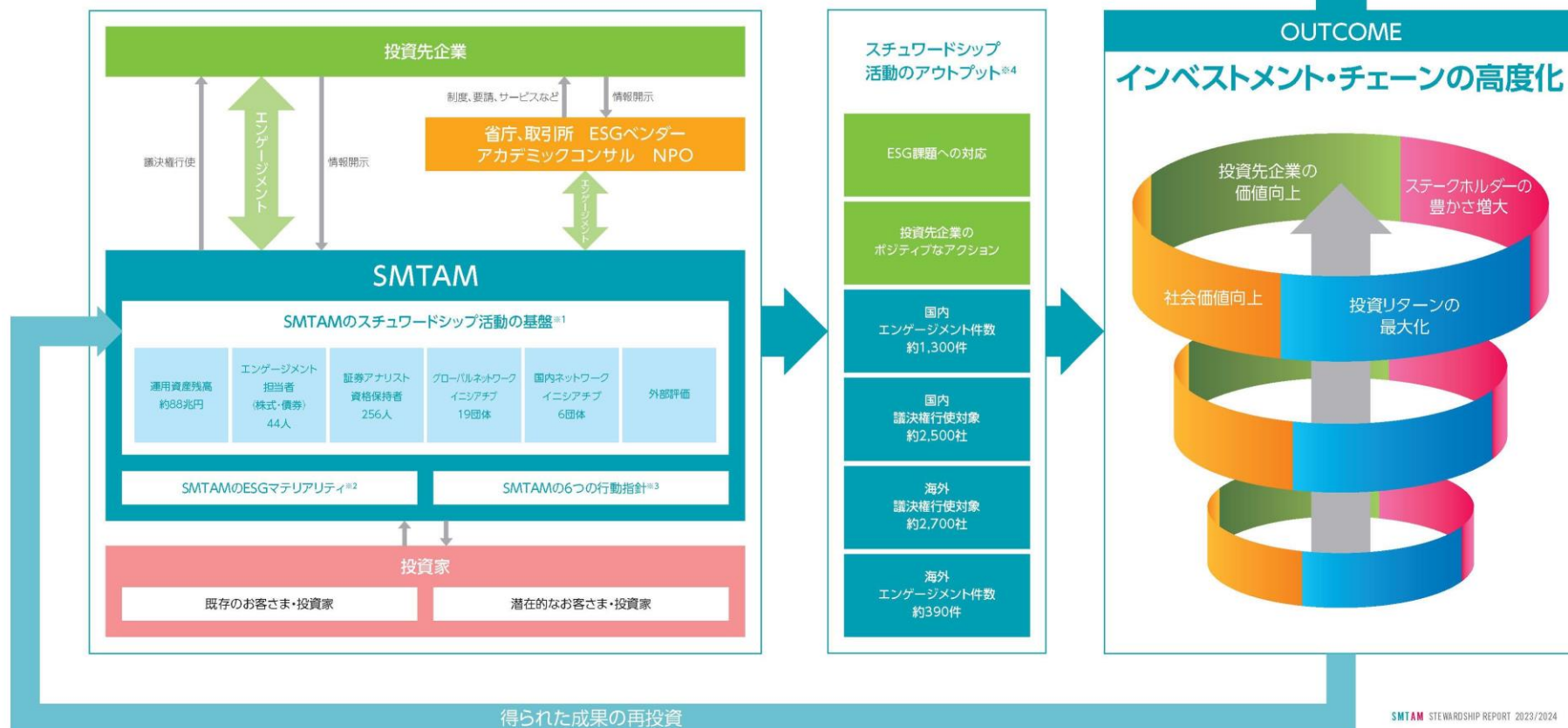
II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

スチュワードシップ活動の目的

インベストメント・チェーンにおいて価値創造を支援する。

投資家とその投資先企業、各ステークホルダーが共通の価値観に基づいて協業し、持続的な収益や企業価値の拡大とそれに伴う配当や資金の上昇が最終的に家計にまで還元され、経済全体の成長につながっていく。この一連の流れをインベストメント・チェーンと呼びます。

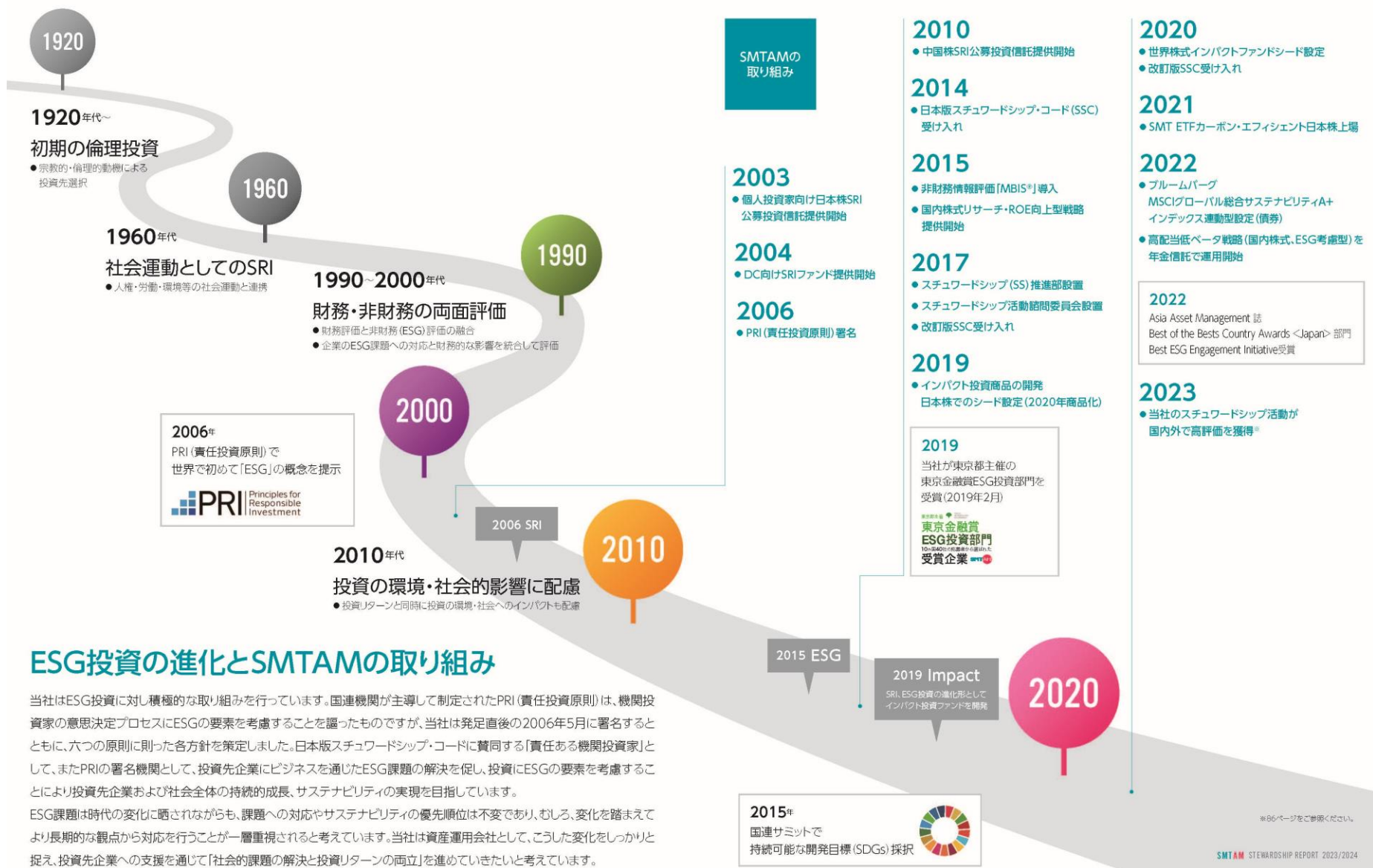
当社は、インベストメント・チェーンにおける運用機関としての役割を積極的に果たすことにより投資先企業の企業価値創造を支援し、お客さまのリターンを最大化と同時に社会課題の解決に貢献します。



※1 2023年6月末現在 ※2 13～14ページをご参照ください。 ※3 2ページをご参照ください。

※4 エンゲージメント件数は2022年7月～2023年6月、議決権行使対象企業数は2023年6月末現在。

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）



ESG投資の進化とSMTAMの取り組み

当社はESG投資に対し積極的な取り組みを行っています。国連機関が主導して制定されたPRI（責任投資原則）は、機関投資家の意思決定プロセスにESGの要素を考慮することを謳ったものですが、当社は発定直後の2006年5月に署名するとともに、六つの原則に則った各方針を策定しました。日本版スチュワードシップ・コードに賛同する「責任ある機関投資家」として、またPRIの署名機関として、投資先企業にビジネスを通じたESG課題の解決を促し、投資にESGの要素を考慮することにより投資先企業および社会全体の持続的成長、サステナビリティの実現を目指しています。

ESG課題は時代の変化に晒されながらも、課題への対応やサステナビリティの優先順位は不変であり、むしろ、変化を踏まえてより長期的な観点から対応を行うことが一層重視されると考えています。当社は資産運用会社として、こうした変化をしっかりと捉え、投資先企業への支援を通じて「社会的課題の解決と投資リターンの両立」を進めていきたいと考えています。

※86ページをご覧ください。

SMTAM STEWARDSHIP REPORT 2023/2024

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

2022/2023 スチュワードシップ活動トピックス

2022	10	International Corporate Governance Network (ICGN) 東京会議に参画、パネリストとして登壇
	11	穀物生産拡大による森林破壊防止を目指すイニシアチブ Finance Sector Deforestation Action (FSDA)において協働エンゲージメントを開始 内閣府「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」（第14回）にてプレゼンテーションを実施 「第9回 日経・FT感染症会議」の薬剤耐性 (AMR) 問題部会にパネリストとして登壇 国連気候変動枠組条約第27回締約国会議 (COP27) の関連イベント「World Climate Summit」に当社会長のセマイヤが登壇 (エジプト)
	12	国連生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) の関連イベントに参加 (カナダ) Access to Medicine Index 2022東京大会に登壇
2023	1	内閣府「女性活躍と経済成長の好循環実現に向けた検討会 (第2回)」に当社社長の藁田が登壇 「PRI ウェビナー・シリーズ: ESG実務専門家」に第5回」に登壇
	2	投資信託協会主催「Net Zero Asset Managers initiativeへの取り組みに関するフォローアップセミナー」に当社社長の藁田が登壇
	3	Ceres Paris Aligned Investment Working Group Panelに参加 (米国)

2023	3	Transition Plan Taskforce (TPT) 国際会議「ネットゼロ移行計画 (トランジション・プラン)」に関するシンポジウムへ何を、どうして、いつ、どの様に進めるかへに参加 (東京) The Asia Investor Group on Climate Change (AIGCC) Japan Working Group Q1 2023 meetingに「AIGCC Member Experience in setting net zero targets」のテーマで登壇 (東京) UN Water Conferenceの関連イベントに登壇 (シンガポール)
	4	Net Zero Asset Managers (NZAM) Bi-Annual Signatories Meetingにアドバイザー・グループのアジア地区代表として登壇 (オーストラリア、ウェブ開催) S&P ダウ・ジョーンズ「ETFコンファレンス」に「規制とその標準化、これからのESG投資を考える」のテーマで登壇 (東京) 国際金融協会 (IIF) サステナブル金融サミットに当社会長のセマイヤが登壇 (東京) 森林破壊防止に関する投資家イニシアチブ Investors Policy Dialogue on Deforestation (IPDD) ブラジル政策対話に参加 (ブラジル)
	5	Net Zero Delivery Summitに当社会長のセマイヤが登壇 (ロンドン) 国連環境計画・金融イニシアチブ (UNEP FI) ラウンドテーブルに参加 (韓国)
	6	Glasgow Financial Alliance for Net Zero (GFANZ) Index Investing Workstream Memberに就任 GFANZ Japan Chapter Inaugural Event (日本支部設立イベント) に当社社長の藁田が登壇

「第9回 日経・FT感染症会議」の 薬剤耐性 (AMR) 問題部会に パネリストとして登壇 (東京)

薬剤耐性 (AMR) 問題部会にパネリストとして登壇し、当社の取り組みに関してプレゼンテーションを実施するとともに、「東京感染症ステートメント2022」の作成に参加しました。また、日本製薬工業協会の特別セッション「感染症領域の創薬エコシステムの構築に向けて」ではモデレーターとして、産官学を代表する有識者の方々の議論を促進し、提言を取りまとめました。



国連気候変動枠組条約 第27回締約国会議 (COP27) の関連イベント 「World Climate Summit」に 会長のセマイヤが登壇 (エジプト)



COP27の関連イベントである世界気候サミット (World Climate Summit) に参加しました。前年の英国グラスゴーでのCOP26に続き2年連続となります。COP26の際と同様、アジアを代表する機関投資家の立場で当社会長のセマイヤが重要なパネルディスカッションに登壇し、世界中から集まった金融・企業関係者や政府・国際機関、気候対策の専門家、NGO、イノベーターらと気候変動問題の解決に向けた議論を行いました。

生物多様性条約 第15回締約国会議 (COP15) の 関連イベントに参加 (カナダ)

COP15の関連イベントに参加しました。「生物の多様性を包括的に保全するとともに、生物資源を持続可能な形で利用していく」という生物多様性条約の目的に向けて協働エンゲージメントを行うグローバルイニシアチブ「NA100」の発足発表に立ち会うとともに、登壇したパネルディスカッションでは「NA100」の活動の目的、今後の展望に関して議論を行いました。



投資信託協会主催 「Net Zero Asset Managers initiativeへの 取り組みに関するフォローアップセミナー」に 社長の藁田が登壇 (東京)



投資信託協会主催の「Net Zero Asset Managers initiative」への取り組みに関するフォローアップセミナーに当社社長の藁田が登壇しました。2050年までの投資先企業の温室効果ガス排出量ネットゼロに向けた、2030年中期目標に対する取り組みとして、マルチ・ステークホルダー・エンゲージメントや、温室効果ガス排出量が特に多い国内企業約40社および海外企業約60社を対象に行っているグローバルかつ効率的、効果的なエンゲージメントの実施状況などを説明しました。

S&P ダウ・ジョーンズ 「ETFコンファレンス」に 「規制とその標準化、これからのESG投資を考える」の テーマで登壇 (東京)

「不透明な投資環境におけるマインドセットと資産形成へ困難な時代に試される長期投資とパッシブ運用」をテーマとしたコンファレンスに参加しました。その中で「規制とその標準化、これからのESG投資を考える」と題したパネルディスカッションに登壇し、海外を含む1,000名を超える参加者に向けて、当社のESG投資や海外を含めたESG投資関連規制への取り組みについて説明しました。



森林破壊防止に関する投資家イニシアチブ Investors Policy Dialogue on Deforestation (IPDD) ブラジル政策対話に参加 (ブラジル)



IPDDの政策エンゲージメント活動の一環としてブラジル政府機関や中央銀行を現地訪問し、民間企業による森林保全の取り組みをサポートするための情報基盤や取り組み体制の高度化についての対話を行いました。

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

エンゲージメントを考慮した議決権行使判断事例

当社は、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメントの内容等を踏まえたうえで、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するかどうかを総合的に判断し、議決権を行使しています。

エンゲージメントを考慮した行使判断の事例を紹介します。

エンゲージメントを考慮した議決権行使判断事例

コード	社名	議案	行使内容	判断内容
3994	マネー フォワード	【会社提案】 取締役選任の件	賛成	・ 同社は3期連続営業赤字のため議決権行使基準では3年以上在任の取締役は反対となる。 ・ ただし、エンゲージメントにおいて、①同社の赤字は将来の企業価値向上に向けた先行投資費用によるものであること、②ユーザー解約率は1.3%と低く先行投資は合理的であると判断されること、③2024年11月期にはEBITDAで黒字化を計画していること、を確認し例外基準を適用し賛成した。
8306	三菱UFJ フィナンシャル グループ	【会社提案】 取締役選任の件	賛成	・ 同社は、2024年度からの次期中計以降における政策保有株式の純資産対比（みなし保有含む）について、既に保有先からの売却承諾を得たもののみを反映した場合22.52%まで低下するとの見込みを開示済みだが、その水準では過大保有の水準にとどまることを説明し今後の縮減方針を確認した。 ・ その結果、現在検討中の次期中計においても縮減を上積みする方針であることが確認できたことから、例外基準適用が妥当と判断し賛成した。
8316	三井住友 フィナンシャル グループ	【株主提案】 定款の一部変更の件 (気候変動対応)	反対	・ 同社には2022年の株主総会においても気候変動対応強化を求める株主提案があり、その際は投資家ポートフォリオにおける削減目標が電力セクターのみを対象としたものであり、気候変動対応の取り組み姿勢が不十分と判断し、株主提案に賛成した。 ・ 2023年5月時点では削減目標の対象は3セクター（電力、石油ガス、石炭）にとどまったが、2023年度中に2セクター（鉄鋼、自動車）の目標を設定し、2024年度中には温室効果ガス高排出9セクター全てに対処し目標設定を行う計画を提示した。 ・ 同社の気候変動対応についての取り組み進展が確認できたこと、今後は排出量カバレッジも把握可能になることを踏まえて、2023年には株主提案に反対した。
9404	日本テレビ ホールディングス	【会社提案】 取締役選任の件	賛成	・ 同社は、女性取締役を選任していないことから取締役選任議案に反対となることを説明し、女性取締役選任についての考え方を確認したところ、来年には選任できるように動いているとの説明があったため、可能であればその旨公表するように依頼した。 ・ その後、株主総会議案の補足説明として、来年総会では女性取締役候補者を提案する方向と公表した。女性取締役選任の意志が確認できたため、賛成（長期在任の社外取締役を除く）とした。

行使結果の賛否理由の可視性の高度化

2020年3月に改訂された、日本版スチュワードシップ・コードの原則5において、「特に、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表すべきである。」とされました。

当社は、従来から会社提案議案に反対行使した議案については行使理由を公表しておりましたが、2020年7月の個別行使結果の開示から、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案については、賛否を問わず理由の公表を開始しました。議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案について、詳細に紹介します。

8975 いちごオフィスリート 2023年6月総会

議案番号	議案	行使内容	経緯・理由
1～8 11～14	運用報酬改定、 執行役員選任、 監督役員選任、 役員報酬改定等	【投資法人提案】賛成 【投資主提案】反対	・ 投資主が運用報酬引き下げ等を求める投資主提案を賛成し、投資法人側がこれに対抗して対案となる議案を上程したため、両者提案を投資主価値判断に基づき、行使判断を行うこととした。 ・ 収益・分配金成果報酬については、引き下げ後の投資法人提案の水準に合理的説明がないため、投資主提案の9号議案が妥当と判断したものの、9号議案は投資主から取り下げられたため投資法人提案議案に賛成した。 ・ 役員選任については、利益相反の懸念を考慮して投資主提案に反対し、結果的には全議案に対して投資法人提案に賛成し、投資主提案に反対した。

国内株式議決権行使状況（2022年7月～2023年6月）

会社提案議案

		賛成	反対	棄権／白紙	合計	反対比率
会社総会に関する議案	取締役の選解任	14,500	4,198	0	18,698	22.5%
	監査役の選解任	1,928	275	0	2,203	12.5%
	会計監査人の選解任	96	0	0	96	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬 ^{#1}	642	100	0	742	13.5%
	退任役員の退職慰労金の支給	0	91	0	91	100.0%
	剰余金の処分	1,469	57	0	1,526	3.7%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	組織再編関連 ^{#2}	38	0	0	38	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	84	0	85	98.8%
	その他資本政策に関する議案 ^{#3}	58	0	0	58	0.0%
		767	11	0	778	1.4%
定款に関する議案						
その他の議案		4	0	0	4	0.0%
合計		19,503	4,816	0	24,319	19.8%

#1 役員報酬制度改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

#2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

#3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

株主提案議案

	賛成	反対	棄権／白紙	合計	反対比率
合計	39	365	0	404	90.3%

議決権行使結果と反対比率の変化要因

会社提案議案に対する反対比率の前年同期との比較においては、女性取締役選任と政策保有株式に関する基準厳格化等が主要因となりましたが、投資先のガバナンス体制強化（独立社外取締役の増員等）による低下効果を上回った結果、全体では小幅な低下となりました。

賛成取りについては、貸出限度を設けて議決権運用に位置することとしています。また、貸出限度外の株式において確保した議決権については、当社の議決権行使の考え方に即した行使を行う運営としております。日次のプロセスにおいて、当社ファンドマネージャーが貸出株数等、ポジションを確認しています。

海外株式議決権行使状況（2022年7月～2023年6月）

会社提案議案

		賛成	反対	棄権／白紙	合計	反対比率
会社総会に関する議案	取締役の選任・解任	13,872	1,722	0	15,594	11.0%
	監査役の選任・解任	553	96	0	649	14.8%
	取締役会の構成等(上限人数等)	332	15	0	347	4.3%
	会計監査人の選任	2,209	29	0	2,238	1.3%
役員報酬に関する議案	役員報酬	3,230	487	0	3,717	13.1%
	ストックオプション	547	410	0	957	42.8%
	退職慰労金制度	10	2	0	12	16.7%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	株主資本	3,301	529	0	3,830	13.8%
	利益処分・損失処理案	1,567	3	0	1,570	0.2%
	自己株式取得枠の認定	886	48	0	934	5.1%
	合併・分割・持ち株会社化・営業譲渡等	732	169	0	901	18.8%
	買収防衛策	186	10	0	196	5.1%
	定款に関する議案	1,344	375	0	1,719	21.8%
その他の議案		8,921	1,152	0	10,073	11.4%
合計		37,690	5,047	0	42,737	11.8%

株主提案議案

	賛成	反対	棄権／白紙	合計	反対比率
合計	1148	543	0	1,691	32.1%

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

スチュワードシップ・コードへの対応状況

当社はスチュワードシップ・コードの各原則に対し、以下の通り取り組んでいます。引き続き、スチュワードシップ責任をしっかりと果たしてまいります。

	取り組みと自己評価	参照
原則1 方針の策定・公表	2020年3月24日に公表された「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>改訂を踏まえ、再賛同しました。三井住友トラスト・アセットマネジメントとしての「日本版スチュワードシップ・コードの原則」への対応方針」を策定・公表しています。今後も必要がある場合、適宜見直しを行ってまいります。	当社ウェブサイト https://www.smtam.jp/company/policy/stewardship/
原則2 利益相反管理	三井住友トラスト・グループ内の運用会社として必要な利益相反管理体制を整えています。第三者委員が過半を占めるスチュワードシップ活動諮問委員会の審議内容について概要を都度公表しました。環境変化などに応じて今後も適宜見直しを検討します。	
原則3 的確な把握	・当社のESGマテリアリティに基づくアジェンダによるトップダウン・アプローチ、時価総額の大きさなどを重視するマーケット・キャップ・アプローチ、低ROE企業などを対象とするリスク・アプローチによりエンゲージメント活動を推進しました。 ・当社の東京、ロンドン、ニューヨーク拠点の三極連携の他、国内外で協働エンゲージメント活動を推進しました。	
原則4 企業との対話	・ICAP（投資家気候行動計画）における評価フレームワークの好事例として、2022年に続き高い評価をいただきました。 ・「総合的に最も実効的なスチュワードシップ活動を実施している運用機関」として外部評価機関調査においてトップ評価をいただきました。	
原則5 議決権行使	議決権行使ガイドラインの改定に際し、ジェンダー・ダイバーシティや政策保有株式についての基準を追加しました（2023年1月）。また議決権行使結果の全保有銘柄・全議案の個別開示を行いました（2022年10月、2023年1月・4月・7月）。2023年7月からCSV形式での開示を始めました。現時点での対応は適切と考えていますが、今後もミニマム・スタンダードとしての議決権行使ガイドラインの改定、行使の透明性維持、高度化を図ります。	
原則6 顧客・受益者への報告	アセットオーナーに対して当社のスチュワードシップ活動に関する説明を定期、不定期に行っています。外部セミナーや勉強会などで機会をいただき、当社のスチュワードシップ活動について説明しました。また、2022/2023年版スチュワードシップ・レポートを発行しました（2022年10月）。今後も適時・適切な報告を行うと同時に、活動報告の内容の改善・充実を図ります。	当社ウェブサイト https://www.smtam.jp/file/137/stewardship_report.pdf
原則7 実力の高度化	各種グローバル・イニシアチブや研究会などでの活動を通じ、新たな知見の獲得、共有、深化を進めました。また、官公庁、各種機関、アカデミアを対象としたエンゲージメントも活用し新たな知見の獲得に努めました。外部機関（PRIアカデミー）、社内e-ラーニングを活用したESGに関する知見の強化を進めました。引き続きこうした活動により当社のスチュワードシップ活動の実力の高度化を実現します。	

PRI（責任投資原則）の積極的な関与と評価の維持・向上

国連機関が主導して制定されたPRIは、機関投資家の意思決定プロセスにESGを考慮することを謳ったものです。2006年4月の発定当初の署名機関数は100でしたが、2023年3月末現在では5,381まで大きく増加し、その位置付けは重要性を増しています。当社は2006年5月に署名するとともに、六つの原則に則った各方針を策定し、最新の動向を踏まえた取り組みを行ってきました。

PRIが6原則に関する署名機関のコミットメントや進捗状況について行う評価がPRIアセスメントです。これは署名機関の報告に基づいて実施されます。

当社では、同アセスメントの評価結果の精査を行い、結果が芳しくなかった項目について改善を図ることで対応高度化の機会としています。例えば、前回（2021年）では、上場株式に関する評価項目において議決権行使の個別開示に関する開示割合を問う設問がありました。当社は従来、国内株式のみを開示対象としていましたが、これに対応し外国株式を対象に加えました。また、外部委託運用会社の選定、モニタリングに関する設問においては、モニタリングのレベルに改善の余地があると評価されました。改善策として、外部委託運用会社への責任投資アンケートの内容を大幅に拡充することでモニタリングレベルの高度化を実現しました。同時に、外部委託運用プロダクトにおけるESGプロダクト認定についての規定整備により、外部委託プロダクトの再整理を実施しました。

2023年10月、PRIの年次総会（PRI in Person）が初めて日本（東京）で開催され、当社はゴールドスポンサーとして参加しました。引き続きPRIへの積極的な関与を続けるとともに、評価の維持・向上にも取り組んでいきます。

	2021 ^{※1}
投資ポリシーとスチュワードシップ・ポリシー ^{※2}	★★★★★
上場株式	
アクティブ・オーナー・エンゲージメント	★★★★★
アクティブ・ファンダメンタル・エンゲージメント	★★★★★
投資信託・エンゲージメント	★★★★★
パッシブ・エンゲージメント	★★★★
アクティブ・オーナー・議決権	★★★★
アクティブ・ファンダメンタル・議決権	★★★★
投資信託・議決権	★★★★
パッシブ・議決権	★★★★
債券投資	
国債	★★★★
社債	★★★★
ヘッジ・ファンド（HF）	
マルチ戦略	★★★★★
ロング/ショート・エクイティ	★★★★★
ロング/ショート・エクイティ・議決権	★★★★
運用会社の選定、指名、モニタリング（SAM）	
上場株式・アクティブ	★★
債券・パッシブ	★★
債券・アクティブ	★★

※1 2021年評価はPILOT版。2023年評価から正式版となる。

※2 エンゲージメント活動を含みます。

原則1

私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。当社は、顧客（受益者）の中長期的な投資リターンを最大化とダウンサイドリスクの抑制を目的として、ESGを含む非財務情報を分析・評価し、さらにその分析・評価によって得た知見を運用に活用する取り組み（ESGインテグレーション）を推進します。

原則2

私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有慣習にESG問題を組み入れます。当社は、ESG課題に配慮したエンゲージメントおよび議決権行使を実施。その活動を通じ投資先企業に対してESG課題への適切な取り組みを促します。

原則3

私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。当社は、投資先企業に対しESG課題について適切な開示を求めます。

原則4

私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行います。当社は、スチュワードシップ活動や宮内活動を積極的に推進することを通じ、広く資本市場参加者において本原則が受け入れられ実行に移されることを後押しします。

原則5

私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために協働します。当社は、本原則を実行する際の効果を高めるため、本原則が主幹するワーキンググループへの参加やESG課題解決を目的として設立された署名団体に関与し、内外運用機関との連携を行います。

原則6

私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。当社は、本原則を実行し、その活動状況や進捗状況に関して本原則で定められる報告書を作成し報告します。

III. りそな銀行

III. リソな銀行（リソなアセットマネジメント）

Chapter
1

－ 責任投資編 －

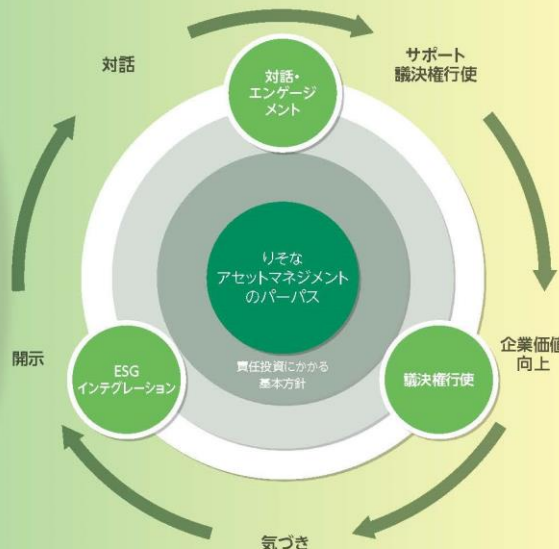
リソなアセットマネジメントの 責任投資



外部不経済がもたらすグローバルな課題

- 気候変動
- 格差問題
- 人権問題
- 少子高齢化
- サイバーセキュリティ
- 腐敗防止
- 大規模自然災害
- ...

Future Taker



Future Taker 現在の実世界の状況を前提として、現在および将来生じ得るESG課題を考慮しこれに適応することで、企業価値の向上と受益者の中長期的なリターンの拡大を図る

責任投資編

Chapter
1

Chapter
2

Chapter
3

Chapter
4

Chapter
5

Chapter
6

気候変動をはじめとするESG課題はすでに具体的なリスクや機会として顕在化しています。したがってこれからの運用会社には、現在の実世界の状況を前提として、現在および将来生じ得るESG課題を考慮しこれに適応しながら企業価値の向上と中長期的なリターンの拡大を図る“Future Taker”であることだけでなく、プロアクティブに実世界に働きかけ、その状況を改善するためのインパクトを生み出すことで、よりよい未来の実現にコミットする“Future Maker”であることが求められています。

当社は、投資の意思決定プロセスにESGを組込むこと（ESGインテグレーション）や投資先企業との対話・エンゲージメント、議決権行使に取り組み、投資先企業の企業価値の向上を目指す活動を実践しています。加えて、当社は長期投資家、ユニバーサルオーナーとして、幅広いステークホルダーとの対話・エンゲージメントやインパクト投資を実践し、Future Makerとして「未来のあるべき姿」の実現に向けて活動しています。

Future Maker



Future Maker プロアクティブに実世界に働きかけ、その状況を改善するためのインパクトを生み出すことで、よりよい未来の実現にコミットする

III. リソな銀行（リソなアセットマネジメント）

責任投資活動に係る諸方針

当社では責任投資活動を実践していくうえで方針を定めています。当社が賛同表明しているPRIの運用に関する原則や、日本版スチュワードシップ・コードも踏まえ、「責任投資にかかる基本方針」を制定しています。この基本方針のもと、ESGインテグレーション、対話・エンゲージメント、議決権行使のそれぞれの方針を制定しています。また、重要なマテリアリティの一つである気候変動に関しては、2050年ネットゼロを目指しての基本的な活動を方針として定めるとともに、責任ある投資家として大量破壊兵器等の製造を行う企業を除外する方針を定めています。



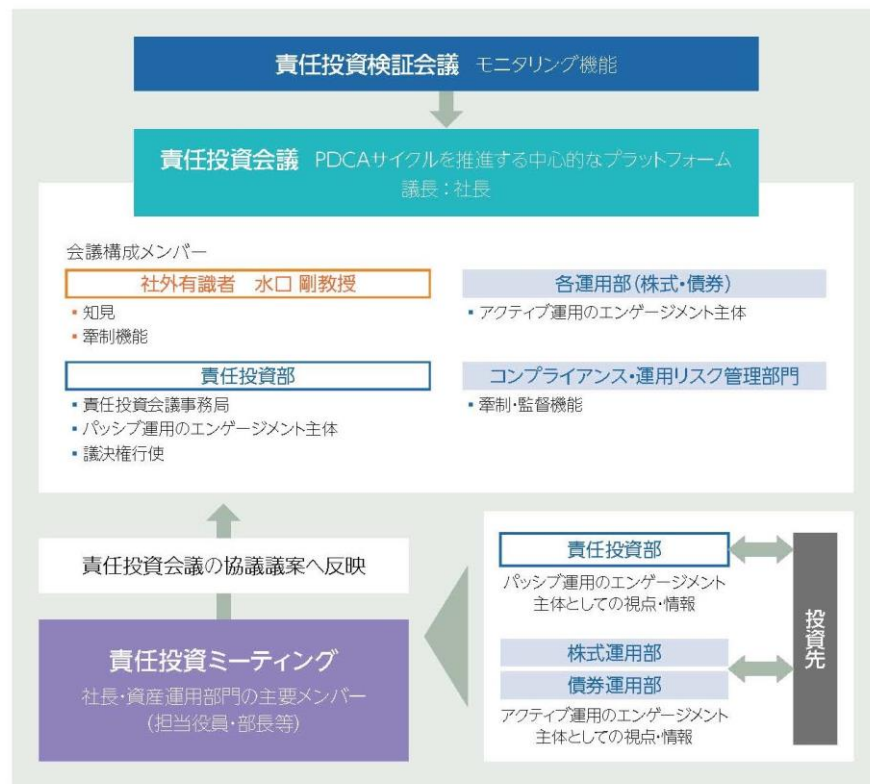
日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針

当社は、2014年2月に日本版スチュワードシップ・コードへの賛同・受け入れを表明し、各原則について取組方針を定めています。また、当社は責任ある機関投資家として、上記「責任投資にかかる基本方針」を日本版スチュワードシップ・コードの賛同・受け入れ以前に定め、信託財産等の運用にあたり、中長期的な観点からお客さまの利益の拡大を図る姿勢を明確にしています。当社では、責任投資を果たすための具体的な活動の実践によってスチュワードシップ責任を果たすことができると考えており、責任投資活動を通じて日本版スチュワードシップ・コードに則した取り組みを進めています。

取組方針の詳細は、右記URLをご参照ください。 https://www.resona-am.co.jp/investors/pdf/ssc_policy.pdf

責任投資・スチュワードシップ活動体制

資産運用を託された者としてのスチュワードシップ責任を適切に果たし、投資先企業の成長に資する取り組み、並びに持続可能な社会の実現への取り組みが行えるよう「責任投資会議」を中心に当社資産運用部門の知見を結集して活動を行っています。



責任投資ミーティング

- ・ 「責任投資ミーティング」では、週次で責任投資、ESG課題に係るニュースフロー、各部における企業との対話・エンゲージメント状況等の定期的な情報共有、意見交換を行います。
- ・ 責任投資部は、本ミーティング等を通じて、関係各部との情報共有、意見交換を行い、責任投資会議の議案等に反映しています。

■ 責任投資ミーティングのテーマ事例（2022年1月～12月）

- ・ GXファイナンス研究会等の議論内容のフォローアップ
- ・ PRIによるイニシアティブAdvanceへの参加
- ・ Investor Agendaの賛同表明
- ・ インパクト投資・評価の経過報告
- ・ 国内株式行使基準2023年の改定に向けた方向性

Ⅲ. りそな銀行（りそなアセットマネジメント）

国内株式 議決権行使結果（2021年7月～2022年6月）

2021年7月から2022年6月までに開催された国内株式における株主総会での議決権行使結果（主な議案種類別）については下記をご覧ください。多くの議案は招集通知等の開示内容で判断しますが、企業との対話・エンゲージメントなどを通じて相互の理解を深めたいという議案の賛否を判断するケースもあります。

会社提案議案への 議決権行使状況について	反対比率	（前年反対比率）	議案数合計	反対数
	10.4%	(11.7%)	23,716議案	2,474件
株主提案議案への 議決権行使状況について	賛成比率	（前年賛成比率）	議案数合計	賛成数
	2.0%	(5.7%)	293議案	6件

中長期の株主価値向上に資するものか、あるいは株主の権利をより保護するものか十分に検討し、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面での水準等を当該企業が満たしているかを考慮。

会社機関に関する議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
取締役の選解任	11.2% (11.7%)	17,449議案	取締役会構成の妥当性・適切性、会社の業績や資本効率、社外取締役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。
監査役の選解任	15.0% (14.8%)	1,370議案	社外監査役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。監査役の総数や社外監査役を減員する際に十分な説明がない場合は代表取締役の選任に反対。
会計監査人の選解任	0.0% (0.0%)	73議案	
役員報酬に関する議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
役員報酬（※1）	10.0% (13.5%)	964議案	社外取締役、監査役等に対する役員賞与の支給・ストックオプション付与に反対。固定報酬としての株式報酬については独立性に影響しない範囲で支払う場合は賛成。
退任役員の退職慰労金の支給	99.1% (80.6%)	110議案	退任役員への退職慰労金支給は原則反対。
資本政策に関する議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
剰余金の処分	1.9% (2.0%)	1,448議案	株主還元策（内部留保等の水準の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対）。
組織再編関連（※2）	6.5% (0.0%)	46議案	株主総会ではなく取締役会で配当を決定する企業について、問題があると判断した場合は取締役の再任に反対。
買収防衛策の導入・更新・廃止	100.0% (100.0%)	62議案	事前警告型買収防衛策の導入・継続は原則反対。
その他資本政策に関する議案（※3）	0.0% (2.3%)	72議案	
定款に関する議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
定款に関する議案	0.8% (2.0%)	2,112議案	
その他の議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
その他の議案	50.0% (33.3%)	10議案	

（※1）役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
（※2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
（※3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

外国株式 議決権行使結果（2021年7月～2022年6月）

2021年7月から2022年6月までに開催された外国株式における株主総会での議決権行使結果（主な議案種類別）については下記をご覧ください。多くの議案は招集通知等の開示内容で判断しますが、企業との対話・エンゲージメントなどを通じて相互の理解を深めたいという議案の賛否を判断するケースもあります。

会社提案議案への 議決権行使状況について	反対比率	（前年反対比率）	議案数合計	反対数
	12.8%	(10.0%)	37,405議案	4,772件
株主提案議案への 議決権行使状況について	賛成比率	（前年賛成比率）	議案数合計	賛成数
	78.6%	(85.0%)	1,596議案	1,254件

中長期の株主価値向上に資するものであるか、株主の権利をより保護、強化するものか、情報開示（気候変動などの非財務情報を含む）により株主にメリットがあるかを勘案。

会社機関に関する議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
取締役の選解任	9.3% (6.7%)	13,393議案	取締役会および各委員会の構成は、各国の法制度、コーポレートガバナンス・コード等に則した妥当性・適切性を勘案。
監査役の選解任	6.8% (4.0%)	559議案	対象取締役・監査役の経歴・資質・職務の執行実績、社外の場合は独立性等の妥当性を審議。
会計監査人の選解任	0.7% (1.0%)	2,148議案	
役員報酬に関する議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
役員報酬（※1）	23.7% (26.4%)	4,246議案	企業価値の持続的な成長を促進するように工夫されたもの、会社全体および個人の業績に連動するように設計されたもの、独立社外取締役が主要な構成員である報酬委員会が検討されたもの、報酬制度が十分に開示されていることが望ましい。
退任役員の退職慰労金の支給	0.0% (0.0%)	0議案	
資本政策に関する議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
剰余金の処分	0.6% (0.7%)	1,395議案	配当政策、内部留保の水準等の妥当性を審議。
組織再編関連（※2）	29.9% (18.4%)	2,839議案	資本政策の株主価値への影響等、妥当性を審議。
買収防衛策の導入・更新・廃止	13.3% (14.4%)	98議案	目的や内容が株主価値向上に資するものか十分に検討。
その他資本政策に関する議案（※3）	11.0% (10.2%)	4,986議案	
定款に関する議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
定款に関する議案	8.7% (7.2%)	929議案	変更事由の妥当性を十分に検討したうえで、株主価値への影響を考慮。
その他の議案	反対比率（前年反対比率）	議案数合計	
その他の議案	14.2% (7.8%)	6,812議案	提案内容について妥当性があるか、株主価値への影響を審議。

（※1）役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
（※2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
（※3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

Ⅲ. リソナ銀行（リソナアセットマネジメント）

責任投資活動の自己評価

当社は、「資産運用者としての機関投資家」として、中長期的な観点からお客さまの利益の拡大を図る姿勢を明確化するために「責任投資にかかる基本方針」を定め、3つの具体的行動に取り組んでいます。これらの取り組みレベルをさらに高めていくために、定期的に自己評価を実施しています。この自己評価はスチュワードシップ・コードの指針7-4に対応したものです。

自己評価の方法

当社のスチュワードシップ・コードへの取り組み方針に、「当社の責任投資にかかる方針や取り組みに対して適切な自己評価を行うことが重要であるとの考えのもと、責任投資会議構成メンバーによる自己評価を基本としつつ、外部評価を組み合わせた的確な課題設定を行う等、実効的な評価体制を構築してまいります。」と明記しています。責任投資会議は、当社の責任投資、スチュワードシップ責任を果たしていくうえでの重要な役割を担っている会議です。

同会議の構成メンバーに対して、スチュワードシップ・コードの各原則・各指針が要求する取り組みに対し十分な取り組みが実施できているのか、スチュワードシップ活動を実施するに十分な組織体制が整備されているのか、活動の実績・評価・改善のPDCAがきちんと回っているかどうか、責任投資のコントロールタワーである責任投資会議の運営は適切かどうかに関して、段階評価と自由記述のアンケートを実施しました。自己評価対象期間は2021年7月から2022年6月までとしました。

2022年9月の責任投資会議で、前年度の課題に対する取り組み状況とアンケート結果を報告し、課題認識とその対応について協議しました。

自己評価の結果

1. 昨年の課題に対する取り組み

昨年、①会社全体の一貫とした、「目的」から「投資哲学」の整備、②ESGインテグレーションおよびエンゲージメントの効果の開示の改善、③積極的な対外的情報発信の3つの課題があることを認識し、課題解決に向けて活動しています。

- ①については、パーパスを実現するためにどのようなバリューを大切に、どのような企業文化のもとで、どのようなビジネスモデルによって、それを実現するのか、アイデンティティを明文化・明確化しました。
- ②ESGインテグレーションやエンゲージメント効果の開示改善に向けて取り組みましたが、まだ不十分であると評価、継続課題となりました。
- ③については、スチュワードシップレポートの内容充実やインパクトレポートの発行、当社ホームページでの情報開示など継続的に改善を図っています。

2. 2021年度の自己評価と課題

責任投資会議の運営等は概ね適切であると評価しています。
各原則における具体的な取り組みにより活動内容の改善が進んでいると評価はしましたが、依然としてESGインテグレーションやエンゲージメントの枠組み等について高度化に向けたもう一段の取り組みが必要であると課題を認識・共有しました。

3. 今後

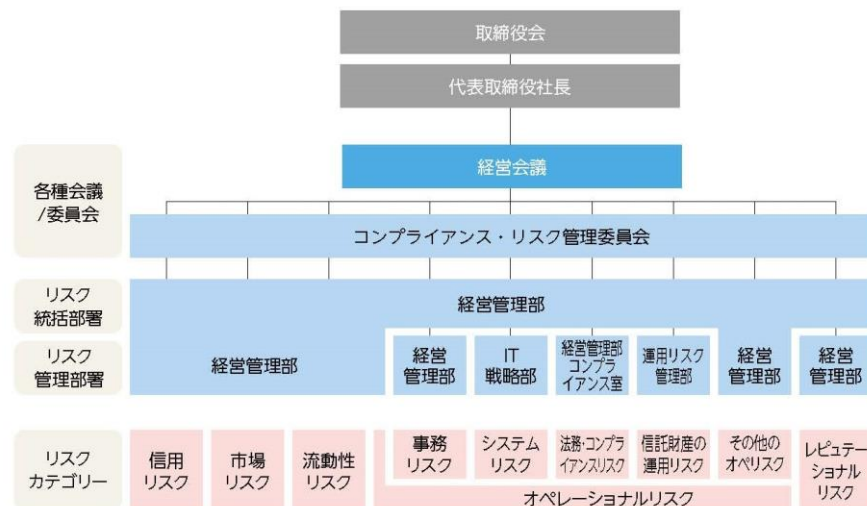
課題解決を図るため、具体的なアクションプランを早期に実施します。そのアクションプランの進捗、結果については責任投資会議等で報告するなどモニタリングを受ける体制となっています。

※日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針は、下記URLをご参照ください。
https://www.resona-am.co.jp/investors/pdf/ssc_policy.pdf

リスク管理体制

当社では、「リスク管理の基本方針」を定め、内包するリスクの種類（リスクカテゴリー）に応じたリスク管理部署を設置するとともに、各リスク管理部署を統括する「リスク統括部署」を設置し、当社全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制を構築しています。

■リスク管理体制図



○信託財産の運用リスク管理体制

信託財産の運用リスクとは、信託財産の運用において、忠実義務・善管注意義務等の運用者としての義務の履行を怠ったことに起因する信託財産の損失または逸失利益を補填しなければならないリスクをいいます。

リスク管理部署である運用リスク管理部は、運用ガイドライン等の遵守状況や運用の適切性について定期的にモニタリングすることで当該リスクを管理しています。顕在化したリスクについては、発生要因に応じて、業務プロセスの見直しや教育の徹底等、有効な再発防止策を講じています。内在するリスクについても、モニタリングする対象・頻度の見直しの実施により、リスクのコントロール・削減を行っています。

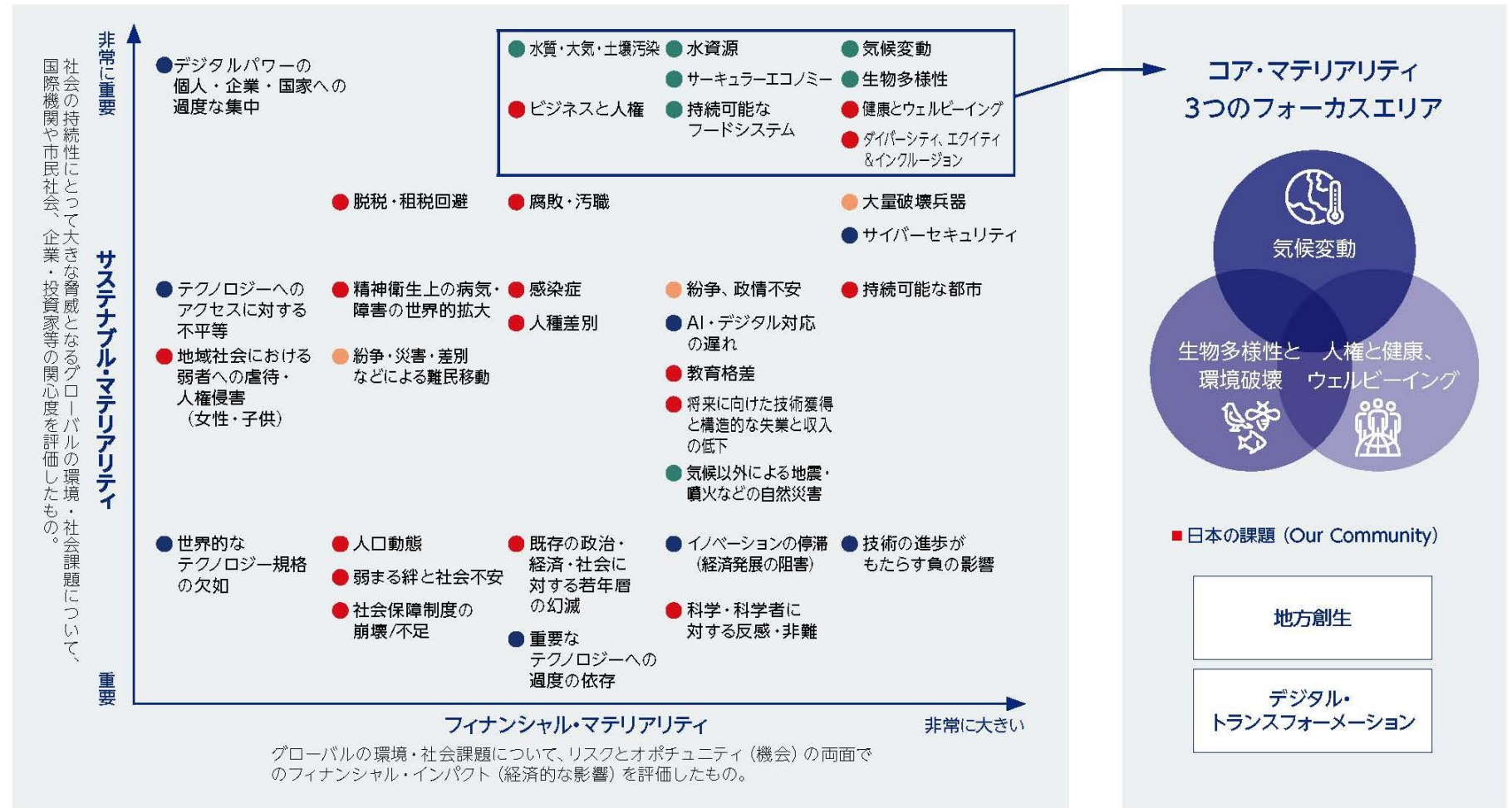
また、外部監査機関による米国保証業務基準第18号（SSAE18）に基づいた検証を受けており、適正運営の評価を得ています。

IV. みずほ信託銀行

IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

アセットマネジメントOneのマテリアリティ・マップ

凡例 ● Environmental ● Geopolitical ● Social ● Technological



企業戦略

持続的企業価値向上の基盤

ガバナンスと情報開示

《企業戦略》と《ガバナンスと情報開示》は、短期的な収益拡大のみならず、中長期的な環境・社会課題解決の取組みなど、持続的企業価値向上の基盤となる。

IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

アセットマネジメントOneのスチュワードシップ活動

当社は2016年10月の発足と同時に責任投資部（現スチュワードシップ推進グループ）というスチュワードシップ活動の専門部署を設置し、エンゲージメント（建設的な目的を持った対話）と議決権行使を中心とするスチュワードシップ活動に注力してきました。

我々が常に心掛けているのは、我々の活動が実効的であることです。投資先企業の立場に立ち、企業価値向上につながる社会課題の解決のために、投資先企業の変革の取組みに伴走していく。そのためには、内外の最新の動向を踏まえた企業や業界に対する深い理解が不可欠です。また、気候変動のような大きく複雑な課題においては、投資先企業に直接働きかけるだけでなく、様々なステークホルダーへの働き掛けも重視しています。そのような活動を通して、我々のスチュワードシップ活動が実際に社会を良い方向に変えていく力になるよう心掛けています。

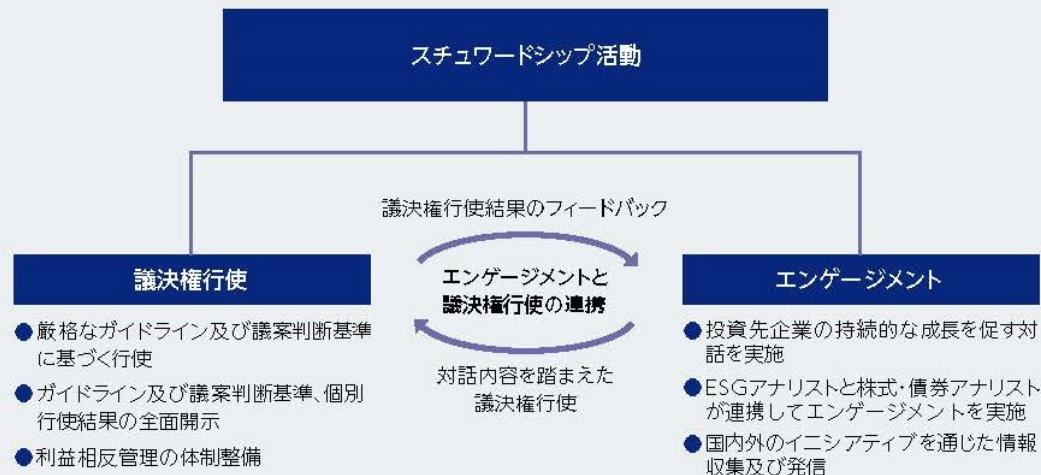
エンゲージメントの実効性を測るために、当社では、



運用本部
スチュワードシップ推進グループ長
大森 健雄

従来よりエンゲージメントの進捗をマイルストーンで管理し、エンゲージメントの効果の見える化を行ってまいりました（P.30ご参照）。また、内外の研究者の方と協働して我々のエンゲージメントの効果検証を行い、その研究成果をまとめた論文が今年のPRI in Person（PRI年次総会）でPRI Award for

■ アセットマネジメントOneのスチュワードシップ活動



スチュワードシップ活動はエンゲージメント（建設的な目的を持った対話）と議決権行使を中心として構成されていますが、その二つは別々に行われるものではないと考えています。議決権行使にあたっては「議決権行使に関するガイドライン」だけでなくエンゲージメントの内容も勘案して判断しますし、エンゲージメントの際に議決権行使結果のフィードバックはもちろん、議決権行使結果を踏まえた対話を行うなど、相互に連携しながら実施しています。

Outstanding Researchに選定されるなど、学術的にも我々のエンゲージメントの効果が検証されています（P.51ご参照）。

また、英国スチュワードシップ・コードが設定した高い報告基準を満たし、署名機関として承認されたことは、当社のスチュワードシップ活動の内容と成果が客観的に確認されたものと考えております（P.49ご参照）。

このような検証結果や外部評価も踏まえ、更にスチュワードシップ活動の実効性を高め、中長期的な企業価値向上、そして社会全体の変革に貢献してまいります。

当社の「スチュワードシップに関する考え方」については以下をご参照ください。

https://www.am-one.co.jp/img/company/15/stewardship_policy.pdf

IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

議決権行使の実績（国内株式）

■ 国内株式 議決権行使結果（2022年7月～2023年6月）



議決権行使基準を厳格化した影響で、会社提案による取締役選任議案への反対が増加し、結果的に会社提案議案に対する反対率が上昇しました。また、株主総会資料の提供方法について定めることを目的とした定款変更議案の提案が一巡した結果、会社提案による定款変更議案の上程数が昨年比較で大きく減少しました。株主提案に関しては、増配や

自己株式取得等資本政策に関する株主提案が増加したことが、特徴として挙げられます。

*2022年4月から、「TOPIX100構成企業」を対象に「女性取締役が不在の場合、代表取締役に対して反対」との基準を導入しましたが、2023年4月から対象範囲を「東証プライム市場上場企業」に拡大しました。

※議決権行使指図結果、議決権行使指図結果 個別開示: <https://www.am-one.co.jp/company/voting/>

■ REIT 議決権行使結果（2022年7月～2023年6月）



このほか投資主提案が6議案上程され、規約一部変更議案1議案のみ賛成しました。

IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

議決権行使の実際（外国株式）

■ 外国株式 議決権行使結果（2022年7月～2023年6月）



■ 外国株式 地域別 議決権行使結果（2022年7月～2023年6月）

会社提案合計						株主提案合計					
		米州		アジア太平洋		欧州中東アフリカ				米州	
議案分類	合計	賛成比率	合計	賛成比率	合計	賛成比率	合計	賛成比率	合計	賛成比率	合計
取締役関連議案	11,618	91.5%	5,385	85.9%	6,404	88.9%	議案分類	合計	賛成比率	合計	賛成比率
一般的議案	2,446	98.0%	6,188	95.1%	3,908	95.6%	取締役関連議案	162	66.0%	858	95.5%
資本関連議案	538	56.1%	3,649	92.7%	1,777	91.9%	一般的議案	83	34.9%	139	84.9%
報酬関連議案	2,382	85.0%	1,136	58.7%	1,825	80.9%	資本関連議案	53	56.6%	65	96.9%
合併・買収に関する議案	164	89.0%	3,239	70.7%	455	95.8%	報酬関連議案	26	53.8%	12	75.0%
買収防衛策に関する議案	112	83.3%	13	100.0%	134	94.0%	環境・健康に関する議案	138	33.3%	12	0.0%
その他議案	12	83.3%	72	100.0%	136	91.2%	人権・社会関連議案	155	29.7%	0	—
総計	17,272	90.4%	19,682	86.1%	14,639	90.4%	その他議案	88	59.1%	0	—
							総計	705	46.0%	1086	92.9%
										151	33.8%

IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

スチュワードシップ活動の評価

外部評価

■ 英国スチュワードシップ・コードの署名機関に

当社はFinancial Reporting Council(英国財務報告評議会、以下「FRC」)より、英国スチュワードシップ・コード2020(以下「本コード」)の署名機関として承認されました。本コードにおいてスチュワードシップとは、「経済、環境、社会への持続可能な利益をもたらすような顧客と最終受益者に対する長期的な価値を生むための、資本の責任ある分配、管理、監督のこと」と定義されており、その発祥の地である英国では、生活者の資産形成のために資金を運用する者に高い水準の行動規範を設けています。

2023年4月に当社がFRCに提出した『サステナビリティレポート2022』には、当社が1年間で実施してきたエンゲージメント活動の様子が豊富な事例とともに掲載されており、その開示に対する積極的な姿勢と成果が、本コードにおいてアセットオーナーと資産運用会社向けに定められた12の原則に準ずるものとして、客観的に確認されたものと考えております。

当社は、今後も責任ある機関投資家として、投資先企業との建設的な対話を通じてサステナビリティを中心とした社会課題の解決に取り組むとともに、お客さまの中長期的な投資リターンの拡大に貢献してまいります。

■ PRIアセスメント結果

PRIは、2006年に公表された6つの責任投資原則に基づき、機関投資家がESG課題を投資の意思決定に取り込むことを促進するグローバルなイニシアティブです。

PRIはこれらの6原則に関するコミットメントや進捗状況について署名機関の報告に基づいて評価しています。2021年からは、評価項目や方法論が大きく改訂されました。現時点での最新のPRIアセスメント結果(2021年)は下図の通りです。

当社は、PRI Japan Advisory Groupのメンバーとして活動するなどPRIの活動に積極的に関与しており、引き続き積極的な活動を続けるとともに、評価の維持・向上にも取り組んでいきます。

■ PRIアセスメント結果

投資及びスチュワードシップ・ポリシー		★★★★★
上場株式	ESG統合：アクティブ	★★★★★
	ESG統合：パッシブ	★★★★★
	議決権行使：アクティブ	★★★★★
	議決権行使：パッシブ	★★★★★
債券	SSA(ソブリン・国際機関・政府機関債)	★★★★★
	社債	★★★★★
	証券化商品	★★★★★

自己評価

当社は、毎年、日本版スチュワードシップ・コードの原則・指針ごとに自己評価(振り返り)を実施しております。当社のスチュワードシップ活動の内容及び自己評価につきましては、経営政策委員会として設置している「スチュワードシップ推進委員会」において、その妥当性を確認しております。

昨年度は、投資先企業の中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に向けて、「サステナブル投資戦略チーム(現サステナブル投資戦略グループ)」の新設や「サステナブル投資方針」をはじめとした取組み基盤の充実を図りました。また、スチュワードシップ活動では注目度が高まる人的資本や生物多様性などの対話を強化し、「投資の力で未来ををぐくむ」という当社のコーポレート・メッセージに基づく取組みを推進しました。

日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対する当社の取組みの要旨は以下の通りです。

原則
1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

「ポジティブな社会的インパクトの創出」「持続可能な社会へのトランジションの後押し」「エクスクリージョン」を新たな軸とした「サステナブル投資方針^{*1}」を策定しました。また、「サステナブル投資方針」の実施基準として、投資先企業に最低限取組んでほしい行動基準を含めた「サステナブルインベストメントフレームワーク^{*2}」を設定しました。

更に、ソーシャルリターン(社会的利益)の重視度合いを踏まえたサステナブル投資体系^{*3}を新たに構築するとともに、多様化するサステナブル投資商品をお客さまにより分かりやすくご提供するためにESG等の名称を付すプロダクトに対する「ESG関連ネーミングルール^{*4}」を定めました。

IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

原則
2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社の「議決権行使に関するガイドライン及び議案判断基準」に基づき、全議案に対して議決権を適切に行使しました。なお、利益相反が特に懸念される、親会社等の議案判断については、議決権行使助言会社に第三者意見を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮りました。その上で、責任投資委員会（現スチュワードシップ推進委員会）にて、審議し適切に行使判断しました。また、コンプライアンス担当部署による厳格なモニタリングも実施しました（昨年度は、利益相反に係る事象の指摘はございませんでした）。

原則
3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状態を的確に把握すべきである。

当社では、財務情報だけでなく、ESGを含めた投資先企業の非財務情報も活用して、投資先企業の状態を的確に把握するよう努めております。昨年度は、これまで活用していたESGレーティングやスコアを、当社が運用機関として特に重視する9つのコア・マテリアリティを反映したESGレーティング（AMO ESGレーティング）及びスコアに刷新しました。また、「Net Zero Asset Managers Initiative (NZAM)」において定められている2050年までに全AUMのGHG排出量ネットゼロを達成するための中間目標に基づき、投資先企業のネットゼロ判定及びファンドのネットゼロ適合性判定を実施しました。

また、2021年に策定した当社のマテリアリティ・マップについて、定期的に見直しを行っておりますが、昨年度はロシアによるウクライナ侵攻を踏まえ、臨時見直しも実施しました。その結果、ダイバーシティ、エクイティ & インクルージョン（ダイバーシティ&インクルージョンからの名称変更）を含め、6項目を見直しました。

原則
4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

エンゲージメントでは、特定した9つのコア・マテリアリティをESGのエンゲージメント課題に統合し、目指す企業の姿や企業に求めるアクション等を明確にしました。環境・社会課題として、2050年ネットゼロを見据えた気候変動や生物多様性への対応、社会的関心が高まっている人的資本（人材戦略・人権・ダイバーシティ）について課題認識の共有を図るとともに、取組み強化を促しました。ガバナンス課題については、取締役会の実効性、社外取締役の独立性・スキル、親子上場問題、政策保有株式、役員報酬とESGとの連動及び資本効率などについて重点的に対話を行いました。社外取締役との面談や、投資先企業内でのESG勉強会の開催、エンゲージメント重点企業以外の幅広い投資先企業との面談等、市場全体の底上げに向け積極的にエンゲージメントを実施しました。

原則
5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

議決権行使について意見交換する議決権ミーティング（SRミーティング）を、社外取締役を含む投資先企業の経営陣等と活発に実施しました。2022年4月以降の株主総会から適用する議決権行使基準に、当社のマテリアリティ分析で特定された3つのフォーカスエリア（「気候変動」、「生物多様性と環境破壊」、「人権と健康、ウェルビーイング」）に係る、投資先企業とのエンゲージメント結果を反映していくことを明記しました。また、2023年4月以降の株主総会から適用する議決権行使基準の改定において、取締役構成（女性取締役の登用）に関する基準の適用対象企業を拡大しました。

原則
6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

機関投資家のお客さまとのエンゲージメントの一環として、ESG投資に関するアンケート（書面及び対面）を実施しました。社内関係者にも共有し、お客さまへのご提供プロダクトやご提案などに加え、ESGへの取組みサポートなどのクオリティ向上へ活用しました。また、「ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ（JSI）」を通じ、スマートフォーマットの改善、採用の働きかけ等を実施しました。

原則
7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

組織横断的にサステナブル投資活動を加速させるべく、サステナブル・インベストメント・オフィサー（SIO）率いるサステナブル投資戦略チーム（現サステナブル投資戦略グループ）を新設しました。更に、気候変動の分野において、科学的知見から当社のSX推進をサポートする、サステナビリティ・サイエンティストを採用しました。国内外イニシアティブ、官公庁やアカデミック等との連携では、人的資本の官民共同のイニシアティブである「人的資本経営コンソーシアム」において、資産運用会社で唯一の設立発起人として参画しました。国際イニシアティブでは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の公開草案やTNFDフレームワーク（v0.3）に関するフィードバックなど積極的な意見発信を行ったほか、PRIの人権・社会に関する協働エンゲージメントの「Advance」にも参画しました。更に、スチュワードシップ活動のクオリティ向上のため、早稲田大学や欧州の研究者との共同研究にも取組みました^{※5}。外部評価では、みずほリサーチ&テクノロジー社が実施した「運用機関のスチュワードシップ活動 一企業向けアンケートの結果」において、「有益なスチュワードシップ活動が期待されるため、回答企業として積極的にエンゲージメントしたい」など、8評価項目中6項目で首位を獲得しました。

（※1）詳細は、53ページをご参照ください。（※2）詳細は、55ページをご参照ください。
（※3）詳細は、54ページをご参照ください。（※4）詳細は、62ページをご参照ください。
（※5）詳細は、51ページをご参照ください。

V. 第一生命保險

V. 第一生命保険

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

2023年責任投資活動報告

責任投資の概況・方針

責任投資の基本方針・取組方針

1

責任投資の基本方針 (抜粋)

当社では、責任投資に関する最上位の方針として「責任投資の基本方針」を策定しており、責任投資の目的や基本的なスタンス、日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針などを定めています。

同方針に基づき、中期取組方針、単年度の取組方針といった期間別の方針を策定しているほか、ファイナンス種類別の方針として「トランジション・ファイナンスに関する取組方針」を策定するなど、各種方針に基づき責任投資の高度化に向けた取組みを推進しています。

◆ 責任投資の基本的なスタンス

- ✓ ESG投融資とスチュワードシップ活動を両輪とした責任投資を実践するとともに、国内外へのイニシアティブや協働エンゲージメントへの参画等を通じて、その効果を最大化するよう努めます。
- ✓ すべての資産の運用方針・運用プロセスにおいて、資産毎・地域毎の特性に応じサステナビリティを考慮するとともに、その手法等について継続的な改善に努めます。
- ✓ 投融資にあたっては、将来にわたる持続可能な社会の実現に向けて、ポジティブなインパクトの創出を目指して取組みます。法律や公序良俗に反する事業、非人道的兵器製造事業、気候変動・地域の環境や社会・人権に対し著しい負の影響やリスクがある事業等への投融資は行いません。

◆ 日本版スチュワードシップ・コードへの取組み

- ✓ 「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に深く賛同し、機関投資家としてのスチュワードシップ責任を果たします。
- ✓ 中長期的な視点から投融資先の企業価値向上を促すため、経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、ガバナンス及び環境・社会課題等について、投融資先とエンゲージメントを継続的に実施し、認識を共有のうえ、問題の改善に努めます。
- ✓ スチュワードシップ責任を高いレベルで果たすため、スチュワードシップ活動の継続的な改善に向けて、定期的に自己評価を実施し、その結果を投融資先とのエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表します。

「責任投資の基本方針」の全文は当社HPで開示しております。https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ri-report_006.pdf

V. 第一生命保険

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

2023年責任投資活動報告

スチュワードシップ活動報告

議決権行使基準・行使結果

4

スチュワードシップ活動報告 (議決権行使結果)

投資先企業との中長期的なエンゲージメントを重視していることから、会社提案議案に対する反対比率は相対的に低位にとどまっています。

業績不振基準抵触による取締役選解任議案の反対比率上昇を受け、会社提案議案全体の反対比率も前年度比で上昇しました。

株主提案議案につきましては、中長期的な企業価値向上に資するかどうか、という観点から賛否を判断しており、この結果、賛成議案は2議案となっております。

議決権行使結果 (2022年7月～2023年6月)

カッコ内は前年度比

会社提案議案

反対比率 3.3% (+1.3%)



株主提案議案

賛成比率 0.6% (+0.6%)



■ 会社機関に関する議案

【取締役の選解任】

反対比率 3.9%
(+1.8%)



【監査役の選解任】

反対比率 2.2%
(△1.0%)



【会計監査人の選解任】

反対比率 0.0%
(±0.0%)



V. 第一生命保険

一生のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

2023年責任投資活動報告

スチュワードシップ活動報告

議決権行使基準・行使結果

4

スチュワードシップ活動報告 (議決権行使基準・行使結果)

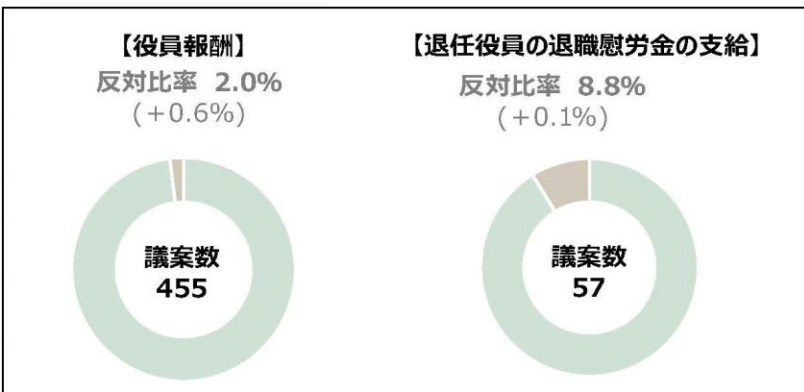
役員報酬に関する議案につきまして、監査役等に求められる取締役会への牽制機能が弱まる可能性があることから、監査役等に対するストックオプション付与や退職慰労金贈呈については反対しております。

買収防衛先につきまして、現行基準では一定のガバナンス体制・資本効率を実現している場合には賛成としていますが、2024年4月以降はより高度なガバナンス体制・高い資本効率を求めます。

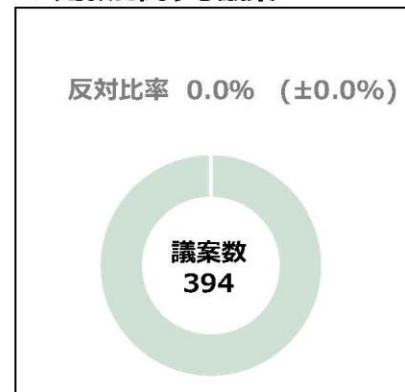
特約標的型の買収防衛策については、企業価値向上等に繋がるか、という観点から判断しております。

議決権行使結果 (2022年7月～2023年6月)

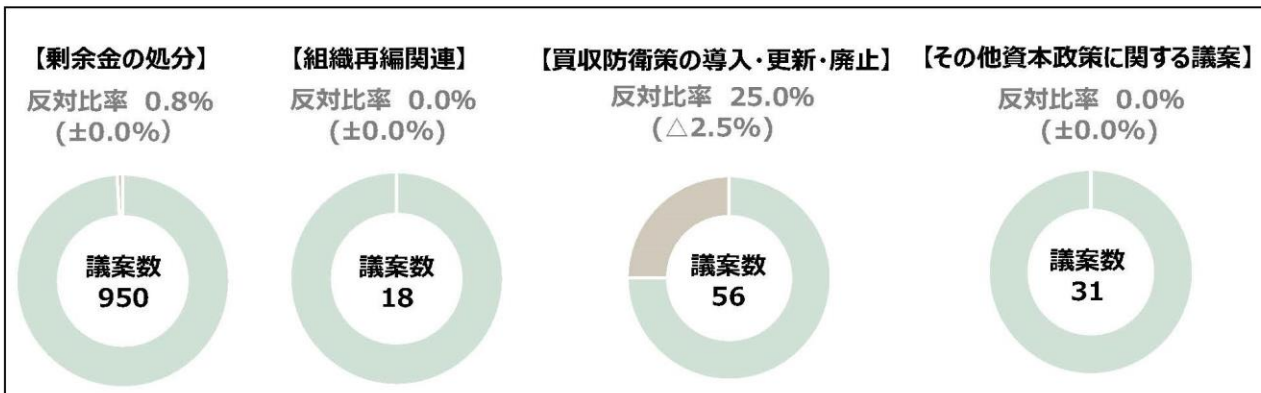
■ 役員報酬に関する議案



■ 定款に関する議案



■ 資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)



カッコ内は前年度比

V. 第一生命保険

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

スチュワードシップ・コードへの
対応状況

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

《原則 1》

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

取組方針 ※

- 当社は、「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に深く賛同し、「責任投資の基本方針」に基づき、機関投資家としてのスチュワードシップ責任を果たします。
- 当社は、本方針に基づき、全資産の運用方針・運用プロセスにサステナビリティに関する課題の組み込みを図ることで、中長期的なポートフォリオのレジリエンスを強化します。

取組実績

2022年9月に「トランジション・ファイナンスに関する取組方針」を策定・公表し、当該方針へトランジション・ファイナンスに関わるエンゲージメントの考え方を明記しました。また国内上場株式を対象とした従来からの反復継続的なエンゲージメントに加え、各アセットの投資執行所管においても、資産特性に応じたアプローチにより、サステナビリティ課題を含めたエンゲージメントを実施しています。

自己評価

外部環境等を踏まえた方針の策定・公表等、スチュワードシップ責任を果たすための施策を適切に実施していると評価しています。またエンゲージメント対象資産を拡大することで、投融資先の企業価値向上等を促す取組が進捗していますが、引き続き資産毎の特性等を踏まえたエンゲージメントを行うための体制整備や人材育成などを進めていく必要があると考えます。

《原則 2》

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

取組方針 ※

- スチュワードシップ活動の専門組織である責任投資推進部が、投融資先の企業価値の維持・向上やガバナンス向上の観点から、エンゲージメント活動や議決権行使における賛否判断を行います。
- 責任投資委員会は、本取組方針や議決権行使基準などの重要な規程の改廃の審議、個別判断を要する重要な議決権行使に関する審議及び、議決権行使結果について利益相反の観点からモニタリングを行います。

取組実績

2017年4月に責任投資委員会を設置し、2018年4月からは社外委員3名・社内委員2名（うち1名は利益相反管理を所管するコンプライアンス統括部担当執行役員）とし、社外委員過半の体制としています。保有金額が大きい企業や社会的な注目度が高い企業など、特に重要な議決権行使については、責任投資委員会で審議の上決定するとともに、重要な議決権行使については、全件を責任投資委員会へ報告しています。

自己評価

責任投資委員会の設置や運営等を通じ、適切に利益相反管理を実施していると評価しています。

※「取組方針」は「責任投資の基本方針（5. 日本版スチュワードシップ・コードへの取組）」から抜粋（次ページ以降も同様）

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ri-report_006.pdf

V. 第一生命保険

一生のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

スチュワードシップ・コードへの
対応状況

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

《原則 3》

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

《原則 4》

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

取組方針 ※	中長期的な視点から投融資先の企業価値向上を促すため、経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、ガバナンス及び環境・社会課題等について、投融資先とエンゲージメントを継続的に実施し、認識を共有のうえ、問題の改善に努めます。
-----------	---

取組実績	投融資先と当社の考える課題の共有を図り、継続してエンゲージメントを行った結果、2019年以前に設定したESG課題の9割が解決しています。エンゲージメントに際しては、ESGテーマに対するリサーチ結果等を踏まえ、投融資先の重要課題の特定・解決に向けた手法の改善を継続するとともに、前年度に引き続き、GHG排出量上位50社とエンゲージメントを実施しました。その他、生保協会のスチュワードシップ活動WGや機関投資家協働対話フォーラム等、協働エンゲージメントに関するイニシアティブにも継続的に参画しています。
------	---

自己評価	投融資先の状況を把握し、継続的なエンゲージメントを実施したことが、課題解決に繋がったと評価しています。今後も引き続き重要なESGテーマの選定・リサーチ、企業の非財務情報の企業評価への体系的な組込み、対話のアプローチ手法の多様化による実効性向上、協働エンゲージメント参画を通じた当社エンゲージメントの更なる高度化等が課題と考えています。
------	---

《原則 5》

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものになるよう工夫すべきである。

取組方針 ※	■ 責任投資委員会における審議を踏まえて制定した議決権行使基準に基づき、責任投資推進部が議決権の賛否判断を行います。 ■ 議決権行使基準については、投融資先の中長期的な企業価値の維持・向上の観点から定期的な見直しを実施し、その内容を公表します。
-----------	---

取組実績	責任投資委員会での審議を踏まえ、2023年4月1日付で議決権行使基準を改正し公表しています。当該改正においては、取締役会の多様性等について、継続的なエンゲージメントを踏まえて議決権行使する旨を盛り込みました。議決権行使については、社会的な注目度が高い議案等については責任投資委員会で審議したほか、定量的な行使基準が設定されていない株主提案議案や不祥事企業の議案については、個別議案毎に責任投資推進部内の会議で議論を行った上で、賛否を決定しています。
------	--

自己評価	議決権行使基準の見直しに際しては、外部環境や他の機関投資家の動向も踏まえ、多角的な視点から議論を実施するとともに、個別の議決権の賛否判断に際しては、形式的な基準に捉われることなく、企業価値の維持・向上の観点から対応していると評価しています。
------	--

V. 第一生命保険

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

スチュワードシップ・コードへの
対応状況

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

《原則 6》

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

取組方針 ※	エンゲージメントや議決権行使などスチュワードシップ責任を果たすための活動状況について、ホームページにおいて定期的に公表します。
-----------	---

取組実績	議決権行使結果については、四半期ごとに当社ホームページで開示しており、当該開示において、反対議案については抵触した議決権行使基準の該当条項を明示しているほか、責任投資委員会で審議した議案については、賛否判断理由を文章で記載しています。また、責任投資活動報告（本レポート）においては、年度を通じた行使結果についての説明に加え、当社が設定した投資先企業の課題解決の進捗状況やエンゲージメントにおけるアジェンダ毎の対話ポイント及び具体的な対話事例等を開示しています。
------	--

自己評価	議決権行使結果について、当社の判断理由も含めて一定の透明性を持って開示されていると考えています。エンゲージメントにつきましても、対話時のポイントと具体的な事例を併記することで、エンゲージメントの取組みが外部のステークホルダーにも分かりやすく記載されていると評価しています。スチュワードシップ活動の取組みや課題進捗状況等について、開示の更なる改善に向けて今後も継続して取り組むことが必要と考えています。
------	--

《原則 7》

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

取組方針 ※	投融資先やその事業環境等に関する深い理解に基づいたスチュワードシップ活動を行うため、経営陣が必要な組織構築や専門性の高い人材の育成に対する取組みを推進します。
-----------	---

取組実績	2017年4月に責任投資に関する専担所管として責任投資推進部を新設、2020年4月にはESGアナリストを新規に配置しています。ESGアナリストは、ESGの最新動向やリサーチ結果の社内への情報共有・研修等を実施しました。また責任投資推進部メンバーは、生保協会のスチュワードシップ活動WG及びESG投融資推進WGにて開催された外部有識者等を招いた意見交換会等に参加したほか、気候変動関連への対応については、参画しているTHE NET-ZERO ASSET OWNER ALLIANCE等のイニシアティブとの間で、積極的に意見交換を行っています。
------	--

自己評価	スチュワードシップ活動を含む責任投資に関する専担組織やESGアナリストの設置、ESGアナリストによる社内研修、社外の勉強会・意見交換会への参加等により、取組みの高度化に向けた体制整備・人材育成を適切に推進していると評価しています。
------	---